

大都市法第7条第1項に係る許可申請フロー／必要書類

※1：様式は市のHPに掲載しています。
 ※2：提出書類の修正・追加等の補正に要する日数は含まれません。
 ※3：許可申請書類の副本は、許可決定通知書又は不許可決定通知書に添付して申請者に交付します。
 ※4：この許可は、大都市法第7条第1項に基づく許可であり、建築確認等其他法令に基づく許可ではありません。

I 土地の形質の変更

STEP1 事前協議〈以下提出書類〉

- 事前協議書** (第1号様式^{*1} / 要押印)
- 案内図** (方位、道路及び目標となる地物を表示した図面)
- 設計図** (縮尺1/1,000以上のもので当該行為の施工後における公共施設及び宅地等の位置及び形状を当該行為により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示した**平面図**及び**断面図**)

▶▶▶ 書類受領後1週間程度^{*2}で、市から許可申請の要否を連絡

STEP2 許可申請〈以下提出書類(正副2部^{*3})〉

- 許可申請書** (第2号様式^{*1})
- 土地の形質の変更概要書** (第2号様式の添付書類^{*1})
- 土地区画整理促進区域内の建築行為等について** (第3号様式^{*1} / 該当地区の様式を使用)

- 案内図** (方位、道路及び目標となる地物を表示した図面)
- 区域図** (縮尺1/2,500以上のもので当該行為を行う土地の区域を明らかに表示するに必要な範囲とし、区域内に町又は字の境界があれば表示し、更に、宅地の地番及び形状等を表示した図面)

- 設計図** (縮尺1/1,000以上のもので当該行為の施工後における公共施設及び宅地等の位置及び形状を当該行為により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示した**平面図**及び**断面図**)

- 使用権限を証する書類**
 - 申請者が土地の所有者である場合
 - ・登記事項証明書(写)
 - 所有権以外の土地の権利に基づく場合(以下のいずれか)
 - ・土地使用承諾書
 - ・土地売買契約書(写)、登記事項証明書(写)
 - ・賃貸借契約書(写)、地上権等設定契約書(写)

- その他必要な図書**
 - 許可申請に代理人を置いている場合、委任状(任意様式)

▶▶▶ 書類受領後20日以内^{*2}に、市から「許可決定」又は「不許可」の通知書を交付(不許可の場合は、再度事前協議を要する)以降、大都市法上は行為の着手可能^{*4}

STEP3 行為完了〈以下提出書類〉

- 行為完了届** (第11号様式^{*1} / 許可を受けた者が当該行為を完了したとき、完了した日から7日以内に行為完了届を提出 / 別紙に施工後の宅地又は建築物を可能な限り二方向以上から撮影した写真を添付)

▶▶▶ 市による現場確認

II 建築物の新築、改築、増築

STEP1 事前協議〈以下提出書類〉

- 事前協議書** (第1号様式^{*1} / 要押印)
- 案内図** (方位、道路及び目標となる地物を表示した図面)
- 配置図** (縮尺1/500以上のもので方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び尿尿浄化槽の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を表示した図面)

▶▶▶ 書類受領後1週間程度^{*2}で、市から許可申請の要否を連絡

STEP2 許可申請〈以下提出書類(正副2部^{*3})〉

- 許可申請書** (第2号様式^{*1})
- 建築物の新築・改築及び増築の概要書** (第2号様式の添付書類^{*1})
- 土地区画整理促進区域内の建築行為等について** (第3号様式^{*1} / 該当地区の様式を使用)

- 案内図** (方位、道路及び目標となる地物を表示した図面)
- 配置図** (縮尺1/500以上のもので方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び尿尿浄化槽の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を表示した図面)

- 平面図** (縮尺1/200以上のもので方位、間取り、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を表示した各階の平面図)

- 断面図** (縮尺1/200以上のもので床の高さ、各階の天井の高さ、軒及び庇の出並びに軒の高さ及び建築物の高さを表示した二面以上の断面図)

- 使用権限を証する書類**
 - 申請者が土地の所有者である場合
 - ・登記事項証明書(写)
 - 所有権以外の土地の権利に基づく場合(以下のいずれか)
 - ・土地使用承諾書
 - ・土地売買契約書(写)、登記事項証明書(写)
 - ・賃貸借契約書(写)、地上権等設定契約書(写)

- その他必要な図書**
 - 許可申請に代理人を置いている場合、委任状(任意様式)

▶▶▶ 書類受領後20日以内^{*2}に、市から「許可決定」又は「不許可」の通知書を交付(不許可の場合は、再度事前協議を要する)以降、大都市法上は行為の着手可能^{*4}

STEP3 行為完了〈以下提出書類〉

- 行為完了届** (第11号様式^{*1} / 許可を受けた者が当該行為を完了したとき、完了した日から7日以内に行為完了届を提出 / 別紙に施工後の宅地又は建築物を可能な限り二方向以上から撮影した写真を添付)

▶▶▶ 市による現場確認

III I、II両方に該当する行為

STEP1 事前協議〈以下提出書類〉

- 事前協議書** (第1号様式^{*1} / 要押印)
- 案内図** (方位、道路及び目標となる地物を表示した図面)
- 設計図** (I 土地の形質の変更 STEP1参照)
- 配置図** (II 建築物の新築、改築、増築 STEP1参照)

▶▶▶ 書類受領後1週間程度^{*2}で、市から許可申請の要否を連絡

STEP2 許可申請〈以下提出書類(正副2部^{*3})〉

- 許可申請書** (第2号様式^{*1})
- 土地の形質の変更概要書** (第2号様式の添付書類^{*1})
- 建築物の新築・改築及び増築の概要書** (第2号様式の添付書類^{*1})

- 土地区画整理促進区域内の建築行為等について** (第3号様式^{*1} / 該当地区の様式を使用)
- 案内図** (方位、道路及び目標となる地物を表示した図面)
- 区域図** (I 土地の形質の変更 STEP2参照)

- 設計図** (I 土地の形質の変更 STEP2参照)
- 配置図** (II 建築物の新築、改築、増築 STEP2参照)

- 平面図** (II 建築物の新築、改築、増築 STEP2参照)
- 断面図** (II 建築物の新築、改築、増築 STEP2参照)

- 使用権限を証する書類**
 - 申請者が土地の所有者である場合
 - ・登記事項証明書(写)
 - 所有権以外の土地の権利に基づく場合(以下のいずれか)
 - ・土地使用承諾書
 - ・土地売買契約書(写)、登記事項証明書(写)
 - ・賃貸借契約書(写)、地上権等設定契約書(写)

- その他必要な図書**
 - 許可申請に代理人を置いている場合、委任状(任意様式)

▶▶▶ 書類受領後20日以内^{*2}に、市から「許可決定」又は「不許可」の通知書を交付(不許可の場合は、再度事前協議を要する)以降、大都市法上は行為の着手可能^{*4}

STEP3 行為完了〈以下提出書類〉

- 行為完了届** (第11号様式^{*1} / 許可を受けた者が当該行為を完了したとき、完了した日から7日以内に行為完了届を提出 / 別紙に施工後の宅地又は建築物を可能な限り二方向以上から撮影した写真を添付)

▶▶▶ 市による現場確認